

長野工業高等専門学校学生表彰規則

最終改正 令和4年11月24日

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則第35条の規定に基づき、学生の表彰に関する事項を定める。

(基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 不断の勉学、研究活動を通して優れた成績を収めた者又は成果を挙げた者
- 二 課外活動に優れた成績を収めた者
- 三 社会的に優れた功績があった者又は学生の模範として推薦できる善行のあった者
- 四 その他各号に準ずる者

(選考)

第3条 表彰者の選考は、関連主事からの推薦に基づき、校長が決定する。

(表彰)

第4条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。

- 2 前項の表彰は、公示する。
- 3 第1項の期日は、終業式等に適宜行う。
- 4 特に優れた成果を収めた者には、表彰状に添えて記念品を授与することができる。

(雑則)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正 令和4年11月24日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校学生の皆勤表彰に関する内規（平成28年4月1日制定）は廃止する。
- 3 令和5年3月31日において現に存する学生の皆勤表彰については、改正後の第

2条及び前項の規定にかかわらず，なお従前の例による。